

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年2月14日

今治市監査委員 木原盛展

同 平田秀夫

監査対象機関	監査結果報告書の日付
こども未来部 こども未来政策局 こども未来課	令和6年1月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 しまなみの子どもを育む交通費支援事業について、申請書に添付のETC利用明細書では申請者世帯での利用かどうか不明な場合があったため、申請内容が適切かどうかを確認できる方法を検討されたい。 2 今治市児童館条例では、児童館を使用できる者は、市内に居住する18歳未満の児童または本条例に規定する業務の援助活動を行うために必要とする者とされているが、市外からの帰省中などにも使用するニーズがあると思われるので条例改正等を検討されたい。 3 放課後児童クラブについて、安定的な運用やサービスの向上を図るために民間委託の拡充を積極的に検討されたい。 4 子育て支援アプリについて、利用状況の分析や利用者が求めている機能などを調査し、利用者の利便性向上のために機能強化を検討されたい。 	

(措置の内容)

(意見)

- 1 今後は申請書兼請求書に「申請者が属する世帯が利用したものであること」と「申請内容が虚偽でないこと」を確認する一文を加え、申請者がチェックすることで、適正な利用である旨の申述として記録し、提出させることとします。
- 2 他市等の事例を参考に、令和6年度の条例改正を検討します。
- 3 就労等で昼間保護者がいない子どもが、放課後児童クラブで充実した時間を過ごせるよう、民間事業者の運営やサービス、費用などを鑑み、子どもの最善の利益を考慮した育成支援となるよう運営方法について検討してまいります。
- 4 アプリ製作会社からの新規メニューの提案に対し機能の内容や実施上の課題、費用対効果を検証しながら導入を検討してまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
<p>こども未来部 こども未来政策局 ネウボラ政策課</p>	<p>令和6年1月11日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 しまなみの子どもを育む交通費支援事業（保健医療）について、申請書に添付のETC利用明細書では本人及び家族等の利用かどうか不明な場合があったため、申請内容が適切かどうかを確認できる仕組みの構築について検討されたい。 2 子育て支援アプリについて、令和4年度にアンケート機能を追加し、事前に必要な情報を得て各種面談をスムーズに行えるようにするなど利用者の利便性向上につながっている。そういった中、アプリの利用状況の分析や利用者が求めている機能などを調査し、さらなる利用者の利便性向上に努められたい。 3 子ども家庭総合支援拠点事業において、ヤングケアラーの可能性のある場合の支援方法について検討されたい。 	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請の内容については、聞き取りにより利用の状況確認を行っていたところですが、今後は申請書兼請求書に「申請者が属する世帯が利用したものであること」を確認する一文を加え、申請者がチェックすることで、適正な利用である旨の申述として記録し、提出させることとします。 2 ユーザーの登録推移に対して、DAU（DAILY ACTIVE USERS）値において閲覧結果を把握することで、どのような情報が必要とされているか検証してまいります。 またイベント時のアンケートや、子どもが真ん中親会議などを通じて利用者の声を聴取し、求める機能についても随時改善を図ることで、ターゲット層にタイムリーな情報提供を行うなど利便性を向上し、子育て環境を充実させてまいります。 3 昨年度より各学校（小学校・中学校・高校）へ調査依頼を行い「ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒」の把握に努めています。 	

家事や育児等の援助を行うヘルパーを派遣することにより、ヤングケアラーの負担軽減を図ることを目的として令和5年10月から「今治市ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業」を実施しています。今後、利用を促すとともに対象者の把握に努め、支援に繋がるよう努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
<p style="text-align: center;">こども未来部 こども未来政策局 保育幼稚園課</p>	<p style="text-align: center;">令和6年1月11日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 保育料・副食費（一時預かり、延長保育等は除く）等の歳入事務において、次の事柄が見受けられたので、適正に事務処理されたい。</p> <p>① 今治市会計規則第15条において、課長等は、歳入を収入しようとするときは、金額は、その算定を誤っていないか等の事項を調査し、直ちに調定書により調定しなければならないとされているが、収入前に調定が行われておらず、収入後（出納整理期間中）にまとめて調定されている事例が見受けられた。</p> <p>② 保育料（公立保育所）、保育料（私立保育所）、副食費（公立保育所）、副食費（公立認定こども園）などの複数の科目で、年間調定額の積算根拠が不明瞭である事例が見受けられた。</p> <p>③ 調定書には、今治市会計規則第16条第4項に基づき、歳入の理由、計算の基礎を明らかにする書類の添付が必要であるが、添付されていない事例が見受けられた。</p> <p>2 令和元年度の定期検査で「建築基準法違反」の指摘を受けているにも関わらず、令和4年度まで改修が行われていない事例が見受けられた。当該事例については、今年度、不備に対応するため、ブロック塀改修工事を実施中とのことだが、法令違反の指摘を受けたものについては、今後は、早急に修繕等の対策をとられたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 保育所等の再編については、平成29年3月に「今治市立保育所・認定こども園 再編成への取組方針」を策定し、施設の統廃合や民間移譲に向けた取組みを進めているが、統廃合については、地域住民の理解が必要であること、また、民間移譲については、コロナ禍での民間事業者の意欲減退等により、当初の想定より、進捗が遅れている状況である。</p> <p>聞き取りによると、取組方針については見直しを行い、今年度中に新たな取組方針を策定することであるので、遅滞なく実施するとともに、新たな取組方針に基づいて、速やかに保育所等の再編等の取組みを進められたい。</p> <p>2 国が進める異次元の少子化対策の一環として、今治市では、U I J ターン保育士</p>	

支援事業や、はじめて保育士おかえり保育士支援事業を行っているが、潜在保育士数が不明なため、事業効果は未知数である。

また、保育士の賃上げは、保育士の処遇改善という観点から不可欠と考えられるが、公立保育所での賃上げは、民業圧迫となるリスクがある。このように、保育従事者の確保には課題が山積しているが、国や県の動向、また民間事業者等の状況も注視しながら、保育従事者確保への取組みをさらに進められたい。

- 3 保育料等の滞納債権について、督促や催告等の債権管理事務、児童手当からの充当等の取組みは行われていたが、システム上で管理されている情報を担当者が把握できていなかったと思われる事例が見受けられた。

については、システム会社とも連携し、システムの使用方法等を再度確認するとともに、延滞金のみが未収入である事例の取扱いや、民法第152条第1項に基づく債務の承認等、債権の適正な管理に努められたい。

合わせて、原課で徴収が困難な事例については、債権管理室へ速やかに移管できるよう、事務処理の体制を整えられたい。

(措置の内容)

(指摘)

- 1
 - ① 今後出納整理期間中にまとめて調定することがないように、今年度から保育料等の調定(算定と積算)に係るシステムの資料を月々確認するよう変更し、収入前の調定が原則になるよう事務を改めました。
 - ② 今後年間調定額の積算根拠が不明瞭にならないよう、今年度から保育料等の調定(算定と積算)に係るシステムの資料を昨年度より頻繁に確認するよう変更し、調定額が正確になるよう事務を改めました。
 - ③ 調定書には、計算の基礎を明らかにする書類を添付します。

- 2 建築基準法違反の指摘を受けたブロック塀については、保育幼稚園課等の職員が現地を確認し、塀の劣化の程度や要是正箇所的位置による園児の危険性をふまえ、建築専門職の意見を基に、修繕・改修の優先度が高いと当課で判断したことから修繕・改修を行いました。なお、一部残っている要是正箇所は、物理的に修繕が困難な状態ですが、施工方法を検討し、年度内に改善する予定です。

今後、法令違反の指摘を受けた場合には、関係課の意見を聞きながら、早急に修繕などの対応をとるようにします。

(意見)

- 1 公立保育所・認定こども園については、施設の状況やこどもの数などの地域の状況を鑑みながら、新たな取組方針を策定し、速やかに再編等を進めていくよう取り組んで参ります。

- 2 保育従事者の確保は、全国的な課題となっており、様々な角度での施策の展開が必要であると考えております。引き続き、国・県の動向に注視し、市内の特定教育・保育事業が質を維持しながら必要量を提供できるように、保育従事者の確保への取組みを進めて参ります。

- 3 今後、債権管理のシステムの使用方法等を再度確認します。また、システムを活用し、延滞金のみが未収入である事例の請求や時効に近い事例の民法第 152 条第 1 項に基づく債務の承認等の債権管理を適正に実施します。合わせて、原課で徴収が困難な事例については、債権管理のシステムを用いて各債権の情報を整理し、速やかに債権管理室へ移管できるよう改めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
産業部 産業政策局 産業振興課	令和6年1月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 商工労政関係補助金（土曜夜市事業費補助金）について、補助対象の期間外に実施された事業が対象となっていた。実施期間の延長について変更申請の未提出及び実績報告書の確認不足が原因であるが、事業を確認するにあたり、報告書の内容を把握するとともに、補助事業の事務執行についても適切に処理されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 雇用対策に向けた関係機関との連携強化について、雇用対策としての就労支援・労働環境整備等の支援策に関して、企業との意見交換を活発化し、中長期計画の作成を検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 交付申請時、変更承認申請時、実績報告時それぞれにおいて事業の内容について事業実施者へのヒアリングをより密にし、内容をしっかりと把握し、事業実績の根拠を明確にするとともに、複数で書類を確認することにより、今後は不備等がないように事務を行う。</p> <p>(意見)</p> <p>1 これまでも、企業との意見交換や、アンケート結果などを踏まえつつ、今治地区雇用促進協議会等と連携し、就労支援・労働環境整備等の支援策を検討・実施してきたところであるが、雇用情勢が激しく変化する中、その時々で求められる雇用施策も変わってきており、今後も協議会や企業との意見交換の場を積極的に儲け、中長期計画の作成を含め、効果的な施策を検討・実施する。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
産業部 産業政策局 i. i. imabari!推進課	令和6年1月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 週休日に勤務した場合の週休日の振替が取得できていないもの及び月60時間を超える時間外勤務をした場合の時間外勤務代休が取得できていないものが見受けられたので、労務管理を適正に行われたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 地場産業振興センターは地域産業の総合的な振興を図るために設立されている。新たに地域商社が設立されたことにより、大きな収益源である物販部門が切り離されることになるが、設立目的である地域産業の健全な育成及び発展への貢献と活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上、福祉の増進に寄与するための主要事業である企業の経営支援や人材育成、創業及び新たな事業活動の支援に関する事業などへの一層積極的な取り組みについて、関係者等と連携し支援されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 本課は11月～2月が繁忙期で、振替・代休を消化しきれない場合が生じているが、取得リストを出勤簿と合わせて整理しており、係内で業務調整を行いながら、確実な取得を実施していく。</p> <p>(意見)</p> <p>1 これからの事業者への支援は、AIやチャットGPTのような新たな技術への対応が必要となる。また、事業者が集まり、新しい技術を生み出す場所に生まれ変わるために、外部事業者との連携を始め、新しい支援のあり方を検討している。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
産業部 産業政策局 農林水産課	令和6年1月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 伯方農村環境改善センターの使用料を、条例に規定された金額で徴収していない事例があったので、減額が認められる内容であれば減免申請を求めるなど、その取扱を整理し、適正に対応するようにされたい。 2 ラントゥレーベン大三島及び河之内ふれあい農園の使用料について、納期限を各施設の条例施行規則で定める期日を超過して設定していたので、納期限を正しく設定するようにされたい。 3 山林目的外使用料及び土地の賃地料について、納期限を設定せずに調定していたので、適切な期日に納期限を設定するようにされたい。 4 旧大三島給食センターの賃借料が、賃貸借契約書に記載された期限までに納付されていなかったため、今後は適正に納付されるよう相手方に指導されたい。 5 一部の補助事業において、実績報告書の受理後、補助金額の確定通知書を補助事業者に送付していなかったため、補助金交付規則や交付要綱に基づき、今後は相手方に補助金額の確定通知書を送付するようにされたい。 6 土曜日の時間外勤務において、振替の取得と時間外勤務手当が支給されていたが、システムへの勤務時間入力誤りにより、時間外勤務手当の支給額が過少払いとなっていた例があったので、適切に対応するようにされたい。 7 会計年度任用職員の社会保険料と共済組合負担金について、共済費の予算不足により一時的に役務費で執行していたが、決算額確定後、正当科目への不足額流用及び科目振替処理を失念していたため、今後は確認を徹底し、適切に事務処理するようにされたい。 <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水産業振興係を中心に、農林水産課は業務量からみて職員数が不足しているよう 	

に見受けられるため、所属職員の負担が過重とならないよう、その対応について検討するようにされたい。

(措置の内容)

(指摘)

- 1 今後は適正に減免手続きを行うこととし、関係職員に周知を行った。
- 2 各施設の条例施行規則を確認し、適正な納期限を設定するよう改めた。
- 3 関係法令及び契約書等を確認し、適正な納期限を設定するよう改めた。
- 4 相手方に指導を行った。今後は納付状況について適宜確認を行い、必要に応じて相手方に催告するなど期限内納付を徹底する。
- 5 補助金交付規則や交付要綱に基づき、適正に補助金の額確定通知書を作成するよう改めた。
- 6 支給すべき時間外勤務手当の過少払いがあった職員に対し、手当未支給相当額を支給することとしている。今後は適正な事務処理を徹底する。
- 7 決算確定後に適正な事務処理を行うため、複数人により再確認ができる体制を構築するよう改めた。

(意見)

- 1 課内において業務量の平準化に取り組むとともに、係間での業務支援ができる体制を構築するため、業務のマニュアル化に取り組み、全職員の負担軽減を図る。